

■ 特定労働者派遣事業届出のチェックリスト ■

- ① 営業する主体は個人か、法人か
※個人でも許可取得は可能ですが、添付書類が若干変わってきます。
- ② 所在地はどこか
※本店が大阪で東京の事務所で派遣事業を行うという場合は、大阪労働局を通して申請となります。
- ③ 関係人全員の人的基準はクリアできているか(禁固以上の刑または一定の労働法に違反して罰金の刑に処せられ、その後5年を経過しない等に該当しないか)
- ④ 派遣元責任者を選任できるか(成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者、監査役は駄目)
● 特定労働者派遣事業の場合は責任者講習の受講は任意です。
- ⑤ 定款の事業目的に「労働者派遣事業」の文言が入っているか
いる →⑥へ
いない →許可申請前にあらかじめ事業目的の変更登記が必要
- ⑥ 事業所の要件はみたしているか
 - 1 風適法で規制する風俗営業や性風俗特殊営業が隣接していないこと
 - 2 事業に使用しうる面積がおおむね20㎡以上であることいる →⑦へ
いない →満たしてから申請
- ⑦ 社会保険や労働保険への加入はどうか。就業規則はどうか。(新設法人は確約書などで対応可)
- ⑧ 期間の目安

東京・神奈川・埼玉の場合

書類に不備がなければ即日受理

千葉の場合

受理まで1箇月弱

お問い合わせはこちらまで。

人材派遣会社設立・許可申請代行センター
〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目15-7
マック銀座ビル503
TEL:03-3564-1156 Fax:03-5524-7257
携帯:090-9292-6657